

自分の見えないところで蓄積される情報

～ カードの使い方や支払滞納は要注意 ～

クレジットカードを作ったり、ローンを組んだりすると債務残高や延滞などの情報は国指定の個人信用情報機関に登録され、金融機関が新規契約の審査の参考にします。

個人信用情報とは、債務や支払いなどに関するデータのことです。個人の氏名、生年月日、電話番号、勤務先のほかクレジットカードの保有状況、限度額、利用残高、返済履歴、住宅・車などの各種ローンの借入れや返済状況など、幅広い情報が蓄積されています。

国指定の情報機関は、業界別に銀行系、クレジットカード会社系、消費者金融系という3つの機関があり、加盟社から集まる個人信用情報を管理しています。3機関は情報交換もしており、クレジットカードや住宅ローンの申請があれば、加盟社は他社での借入れ、滞納歴、返済状況などを照会し、審査に役立てることができます。



消費者は自分の信用情報について、この3機関に情報開示を請求することができます。

《信用情報機関と情報開示方法》

指定機関名	申請方法	申請費用
シー・アイ・シー	窓口(東京など7カ所)、郵送、ネット	1,000円、窓口500円
日本信用情報機構	窓口(東京、大阪)、郵送、ネット	1,000円、窓口500円
全国銀行個人信用情報センター	郵送	1,000円

(※詳細については各機関のホームページで確認してください)

最近では、携帯電話代を滞納すると住宅ローンが組めなくなる恐れがある、と内閣府が消費者に注意を呼びかけています。スマートフォンの普及に伴い従来の携帯電話に比べて高い通信料金を滞納する若者が急増しました。そのため、スマホ端末の代金を2年契約の分割払いにし、その期間の通話料を割り引く形で端末代は「実質ゼロ円」とする契約が多くなりました。しかしこれはクレジット契約にあたり、支払いが滞ると滞納情報が個人信用情報機関に登録されます。3ヶ月以上滞納した場合は、完済しても5年間はデータベースに残ります。金融機関はこうした情報を共有するため、住宅ローンが組めなくなる可能性が出てくるのです。特に銀行は、ローンの返済が滞りかねないリスクに敏感だと言われています。また、リボルビング払い(月間の利用限度額内ならば何度でもクレジットカードを利用でき、月々の返済額はほぼ一定額でよい制度)で買い物を長期間続けたり、頻繁なキャッシングに対しても銀行の警戒心は強いと言われています。